

お家に「ダム」
取り付けてみませんか？



市では浸水被害等の対策の1つとして、雨水が一気に河川に流れ込まないように、一時的に雨どいから雨水を貯めて、雨水の流出を抑えるために、ご家庭で貯留施設の設置をしていただくことで浸水被害等の軽減を図ることを主な目的としています。その施設の設置費用を一部助成する『**個人住宅雨水貯留施設等設置助成事業**』があります。

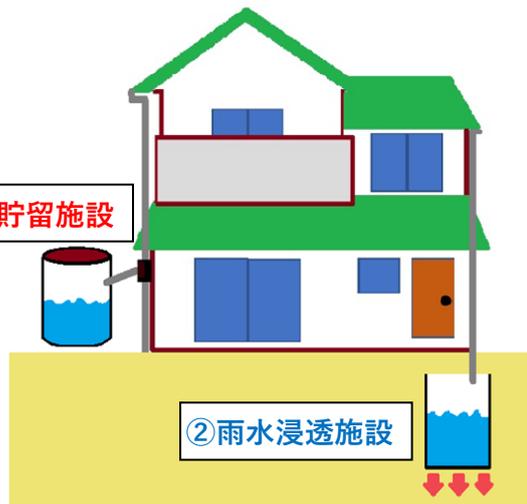
★個人住宅雨水貯留施設の種類には①**雨水貯留施設**、
②**雨水浸透施設**の2種類があります。

①**雨水貯留施設**

屋根に降った雨水をタンクに貯め、
庭への散水等に利用できます。

②**雨水浸透施設(溜め枳)**

雨水を地中に染込ませる施設。
染込んだ雨水が地下水にかん養
され、環境保全にも繋がります。



※助成対象地域は下記の地区になります。

・国分中央地区・隼人町姫城地区・隼人町日当山地区・隼人町見次地区の一部区域

詳細については霧島市HP「雨水事業計画区域図」をご確認ください。

～助成額～

- 設置に要する費用を1施設につき市が認めた額の3分の2を助成します。
- 一回の申請で2施設まで助成対象となります。
- 限度額は下記のとおりとなります。

①雨水貯留施設
1施設につき38,000円

②雨水浸透施設
1施設につき22,000円

～対象者～

- 霧島市に住所を有していること
- 市税等に滞納がないこと
- 対象地域に自ら居住する個人住宅があること

～設置基準～

- 貯留施設は65ℓ以上の施設を設置すること
- 雨どいに直接接続できる施設であること
- 雨水以外のものを流入させないこと
- 浸透施設(溜め桝)はがけ崩れの危険性がある地域以外であること



★個人住宅雨水貯留施設に関するFAQ

Q1) 申請書類はどこにありますか? → A1) 下水道工務課窓口、市のHPでダウンロードできます。

Q2) どこで購入できますか? → A2) ホームセンターやインターネットで購入できます。
購入前に必ず見積を申請書と提出してください。
市から確定通知が届いてから購入してください。

Q3) 維持管理が大変ではないですか? → A3) 難しくはありません。タンク内にゴミや火山灰が入ることがありますので、定期的に掃除等をしてください。また、雨前はタンク内を空にしてください。

Q4) 対象地域が限られているのはなぜですか? → A4) 国の交付金事業で進めているので、雨水事業計画区域内が対象となります。



★もしも…の時に飲料水以外の用途で使うことができる貯水タンク、この機会にご自宅に取り付けてみませんか？

◎詳しいお問い合わせは霧島市上下水道部下水道工務課
雨水グループ(Tel.42-1144)へ、または霧島市ホームページ
でご確認ください。

